

下水道財政のあり方に関する研究会(第4回)

1 開催日時等

- 開催日時：平成 27 年 5 月 19 日（火）12：30～14：30
- 場 所：砂防会館別館 B（シェーンバッハ・サポー）3F 穂高会議室
- 出席者：宮脇座長、石山委員、井手委員、井上委員、宇野委員、
北村委員、新田委員、宮下委員、山本委員、
大村公営企業課長、佐藤オブザーバー、鶴田オブザーバー（吉川オブザーバー代理）、
亀水大臣官房審議官、大沢準公営企業室室長、東課長補佐 他

2 議題

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

3 配布資料

- (資料 1) 下水道財政のあり方に関する論点
- (資料 2) 下水道財政のスキームに関する論点について
- (資料 3) 老朽化対策に関する論点について
- (資料 4) 「経営戦略」の策定要請等を踏まえた高資本費対策のあり方に関する論点について

4 概要

- (1) 事務局より資料について説明
- (2) 出席者からの主な意見
 - 公害防止対策事業債を発行している都市部においては、実繰入額に対する地方交付税の措置額が高くなっているという理解でよいか。
 - 通常の下水道事業債の元利償還金に対する基準財政需要額への算入率が見直されてきたのに対し、公害防止対策事業債の算入率は 50%から変わっていないが、これには理由があるのか。客観情勢の変化を考慮した対応をすべきではないか。
 - 公共用水域の改善が進んだという意味では公害防止対策制度も非常に有効であったが、普及率の高い都市部において、公害防止対策事業債による財政的な優遇措置を行う意義は薄れてきているのではないか。
 - 公害防止対策事業債の見直しの議論の際には、新規整備だけではなく、更新や機能維持についてもあわせて考えていくべきではないか。また、法律に基づく措置であり、見直しを実施するのであれば、実態を把握し、丁寧に整理する必要があるのではないか。
 - 将来の老朽化に備えた積立金と現行の建設改良積立金等との違いは何か。
 - 下水道事業の使用料対象原価についても、今後の更新投資の増大を考慮して、水道事業と同様に資産維持費の考え方を導入すべきではないか。
 - 使用料対象原価に含めるべき資産維持費について「資産規模の何%」と定量的に算定を行っ

た上で積立てを行うと、場合によっては当該積立てについて単なる余剰金のプールと誤解される可能性があるのではないかと。資産維持費の考え方を導入するのであれば、「経営戦略」とリンクさせ、料金算定に係る説明責任を各団体に負わせるべきではないかと。

- 水道料金の料金算定原価の考え方にはすでに資産維持費の考え方が導入されているが、起債抑制の観点からも非常に有効に機能しているという評価が可能ではないかと。
- 高資本費対策における「経営戦略」の要件化については、加罰的なものと捉えられる可能性があるのではないかと。
- 「経営戦略」の要件化については、漫然と事業を経営するのではなく、将来の需要予測等をきちんと実施している事業に対して地方交付税措置を講じるという点で、その考え方の方向性は間違っていないのではないかと。
- 仮に供用開始後 30 年を超えた事業に対しても高資本費対策を講じるのであれば、投資の合理化も含めた将来の経営の見込みを主な内容とする「経営戦略」をしっかりと策定し、住民に対するアカウントビリティーを団体に発揮させる必要があるのではないかと。
- 実際にどのような「経営戦略」を策定すれば、アカウントビリティーを発揮していると言えるのか、具体的なチェックリストのようなものがあるといいのではないかと。また、「経営戦略」のひな形の策定に当たっては、各団体がしっかりと将来の経営について考えるきっかけを与えるような工夫が必要ではないかと。
- 高資本費対策において、元利償還金ベースではなく減価償却費ベースの資本費で算定することについては、総務省が各団体に公営企業会計の適用を要請していることも考慮すれば、その必要性は高いと言えるのではないかと。ただし人口 3 万人未満の団体については、一定の配慮が必要ではないかと。
- 人口規模の小さい団体であっても「経営戦略」の策定は必要ではないかと。
- 「経営戦略」の策定に係る経費について、今後、何か財政支援措置があるのか。
- 法適化や「経営戦略」の策定により、会計上の透明性や説明責任等が高められたとしても、下水道事業の制度・財政措置は非常に複雑であり、各団体が住民に対して説明責任を果たしていくのは困難ではないかと。とりわけ合流式の公共下水道については、どのように雨水経費・汚水経費を区分しているのか住民に説明するのは困難ではないかと。
- 雨水経費・汚水経費については、各団体が決算書類等においてセグメント化を行い、その情報をしっかりと管理していくことが重要ではないかと。
- 高資本費対策の要件の一つである資本費単価は、全国平均以上であることが要件となっているが、要件として緩いのではないかと。